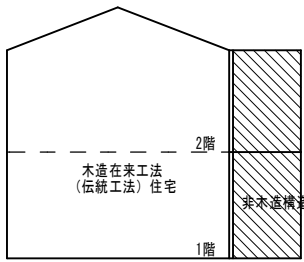


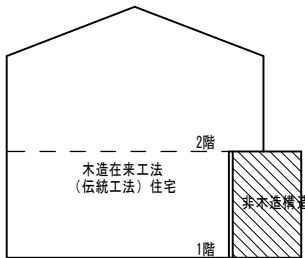
混構造建物の診断基準について。

一般社団法人 和歌山県建築士会
耐震診断・判定委員会



※木造部分と非木造部分が明確に分離されている (EXP・j) 場合は木造部分のみの診断を可能とする。

※分離されている場合は非木造の階数を問わない。



※木造部分が非木造部分に載っている (荷重) 場合は診断を不可とする。
ただし、木造部分の構造体が自立している場合はこの限りで無い。

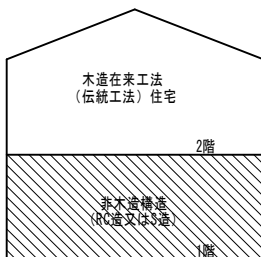
補強においては、非木造に荷重が載っている場合は垂直混構造により、木造部の構造が自立している場合は通常補強とする。



※^{※1}地階に該当するRC造等の車庫の上に木造住宅がある場合。
診断対象とする。

1. 一部が載っている場合→通常診断
2. 大部分が載っている場合→必要耐力を1.2倍割増
3. RC造等部分は基礎の診断をする。

※1
宅地造成等によるカルバート式車庫を含む。
新宮市は地階にある場合は診断対象外。(令和6年度より)



※垂直混構造の場合は非木造扱いとする。

ただし、全体の耐震診断を行い、事務所協会の判定書に基づく補強工事については、非木造改修補助として木造と同額の「116万6千円」となります。

※垂直混構造において構造が明確に分離されている場合は各市町村と協議をして診断のみ可能。

ただし、補強については全体を非木造として扱う。

例：1階が木造で非木造が覆い被さっている等

※所有者が建替を目的とした診断の場合。

各市町村と協議することで木造部分の耐震診断可能。